

業庫第60号(例)
2018年6月6日

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

「営業時間外または休日における選挙供託受入事務の取扱いについて」
の全面改正に関する件

休日における選挙供託受入事務の取扱い明確化の観点から、標記規程（平成7年6月16日付業庫第51号）を別紙のとおり全面改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

本件改正の内容について敷衍しますと、趨勢的に代理店数が減少し、各代理店において休日に選挙供託事務を取扱う蓋然性が高まっていることから、同事務の堅確性向上と、具体的な取扱い方の明確化を図るものです。

休日における選挙供託事務取扱時の受入体制や法務(支)局との事前の確認事項等を明確化していますので、ご確認の上、遺漏なき対応を図られるようお願いいたします。

本件に関するご質問やご不明な点等ございましたら、遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

TEL : 03-3279-1111 (代表) <内線6046>

「営業時間外または休日における選挙供託受入事務の取扱いについて」

公職選挙法に基づく選挙の立候補届出日（補充立候補締切日を含む。以下同じ。）における供託受入事務については、従来から「公職選挙法により選挙が行われる場合の供託事務の取扱いについて」（昭和44.12.15国丙第135号）により、必要に応じ営業時間外または休日の取扱いをお願いしております。

この点、趨勢的に代理店数が減少し、休日に上記事務を取扱われる蓋然性が高まっているものと推察される中で、昨今、受入体制等に関する照会が増えているところです。こうした状況を踏まえ、このたび、法務(支)局との事前の確認事項等、立候補届出日が休日である場合の留意点を下記のとおり改めて整理しましたので、ご連絡します。

ご高承のとおり、公職選挙法に基づく選挙では、供託金または供託有価証券の納付完了が立候補届出受理の要件となっているところ、出納機関の対応の遅延等により立候補の手續に支障が生じた場合、重大な社会問題に発展してしまう恐れもあります。代理店を引受けていただいている皆様方におかれましては、選挙の都度、法務(支)局と事前の情報共有を適切に行い、緊密な連携を図られるよう、改めてお願い申し上げます。

なお、本件は法務省民事局商事課から法務局（地方法務局、支局を含む。）にも周知されておりますので、申し添えます。

記

1. 統轄店への通知送付

法務局から、自店の取引先法務(支)局を選挙の供託所として指定した旨の通知を受けたときは、その写を統轄店に送付すること。

2. 立候補届出日における受入体制の連絡

1. の通知を受け次第速やかに、立候補届出日に以下のいずれの受入体制とするか方針を定めた上で、法務(支)局および統轄店に連絡すること。

(1) 午前9時から午後5時まで職員を常駐させる対応（以下「常駐対応」

という。)

- (2) 法務(支)局から3. (2) の予告連絡が入り次第、職員を代理店に駆けつけさせ、直ちに受入体制を整える対応(以下「駆けつけ対応」という。)。この場合、立候補の手續に支障が生じないように、駆けつけに要する時間等に十分配慮すること。

3. 法務(支)局との事前の確認事項等

選挙の都度、あらかじめ法務(支)局に次の事項について確認または依頼すること。

- (1) 立候補届出日における代理店、法務(支)局双方の連絡責任者および連絡先について確認すること。
- (2) 法務(支)局から代理店の連絡責任者に対して、立候補希望者が法務(支)局を訪れた時点で供託受入事務発生の予告連絡を行うよう依頼すること。
- (3) 立候補届出日の直前の営業日に、供託の申請は完了しているものの、供託金または供託有価証券の納付が完了していない者(以下「供託未了者」という。)の有無を確認すること。

供託未了者が存在するときは、駆けつけ対応を実施せず、常駐対応とすることとし、法務(支)局と認識を擦り合わせる。この場合において、受入体制の変更が生じるときは、改めて統轄店に連絡すること。

4. 立候補届出日における店頭等への掲示

店頭または通用口に「〇〇選挙供託事務取扱店」等を標題とする適宜の掲示を行い、来店する供託者と店内受入担当者が確実に連絡し合えるよう配慮すること。

5. 立候補届出日終了時の法務(支)局との連絡

代理店の連絡責任者は、立候補届出日の午後5時時点で法務(支)局の連絡責任者に当日の供託受入事務の有無について確認すること。

以 上